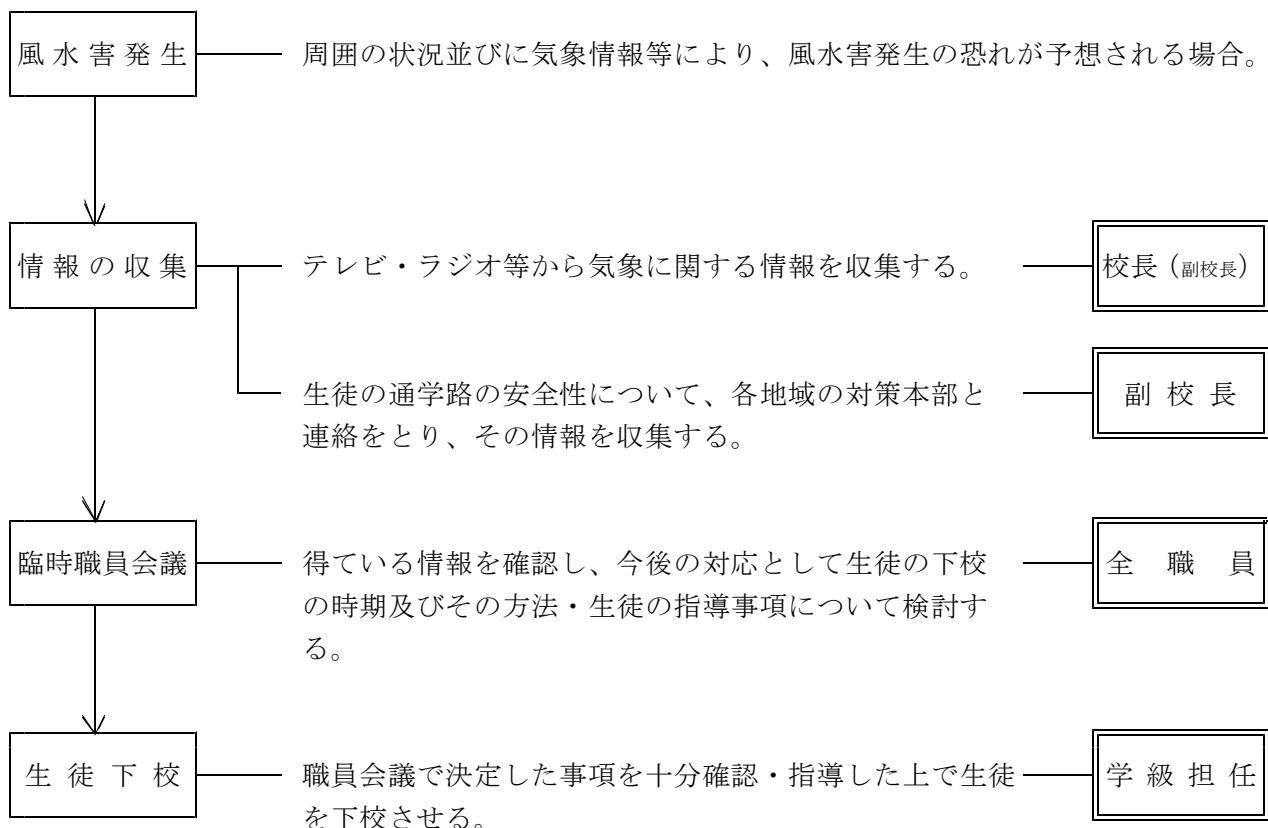


〔学校被災〕（風水害）

（1）職員等在勤時に風水害が予想される場合



2. 職員等不在時の風水害被災

※校長・副校長間協議・並びに教育委員会との連絡等により、生徒・職員の措置について次の項目を検討する。

生徒の措置

(各学級連絡網)

臨時休校	○○のため、本日は臨時休校とします。	学級担任
始業を遅らせて登校	○○のため、今日は○○時登校とします。	
自宅待機	○○のため、次の連絡があるまで自宅を離れず、家で待機してください。	

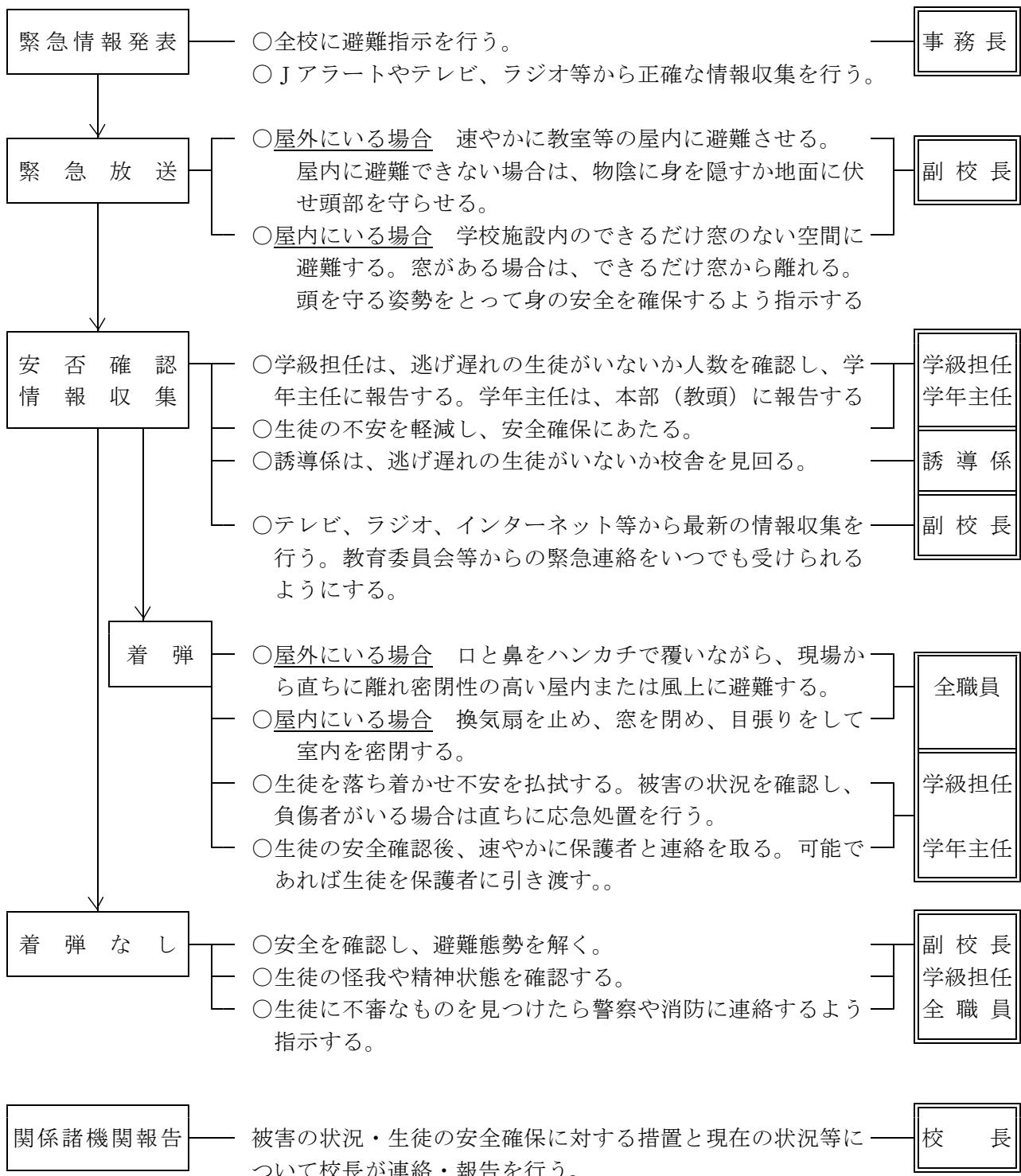
職員の措置

(職員連絡網)

出勤	○○の状況ですが、通勤通路の安全を確認し、出勤するよう連絡網で連絡してください。	副校長
指定時刻出勤	○○のため、本日は、○○時までに出勤してください。	
自宅待機	○○のため、次の連絡があるまで自宅待機をしてください。	

[学校被災] (弾道ミサイル) 在校時

Jアラート等による緊急情報発表があった場合



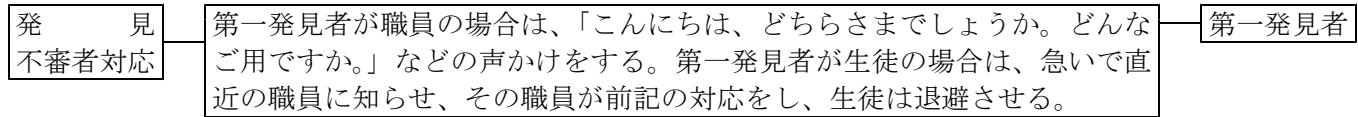
6. 不審者侵入

1、不審者侵入防止策

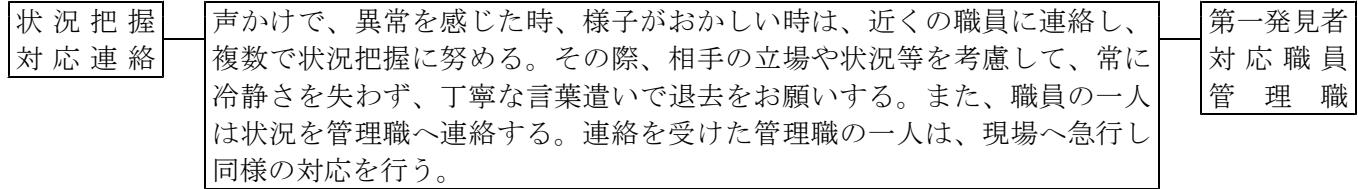
- (1) 6:45～19:30は、学校の出入口を正門と通用門の2箇所とする。
- (2) 19:30～翌朝6:45までは、原則として正門・通用門とも施錠する。
- (3) 来校者に対しては、事務室備え付けの来校者名簿に氏名・用件・来訪先等を記入させるとともに、事務職員に観察させる。(玄関先に来校者の手続きを明示した看板を設置する。)
- (4) 全職員による校内巡視を定期的に実施する。
- (5) 職員には職員会議で、生徒には全校集会で「不審者侵入防止策」及び「不審者の侵入における安全（危機）管理マニュアル」の周知徹底を図る。
- (6) 小林警察署に、学校周辺の定期・不定期のパトロールをお願いする。

2、不審者の侵入時における安全（危機）管理マニュアル

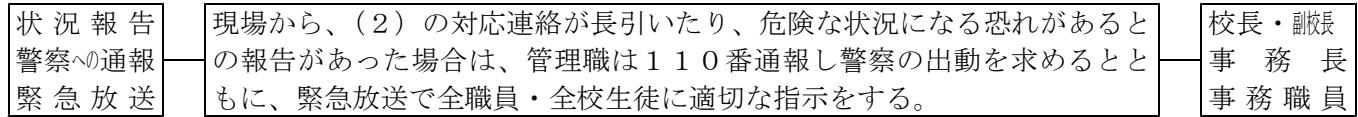
(1)



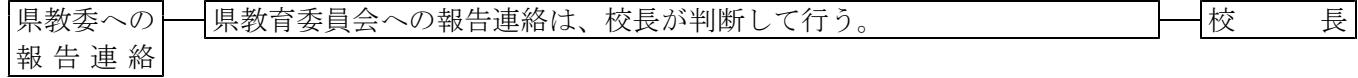
(2)



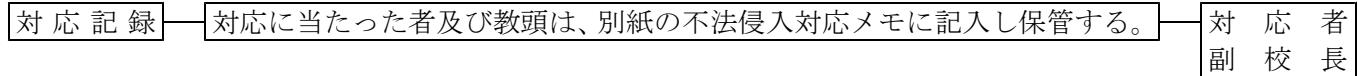
(3)



(4)



(5)



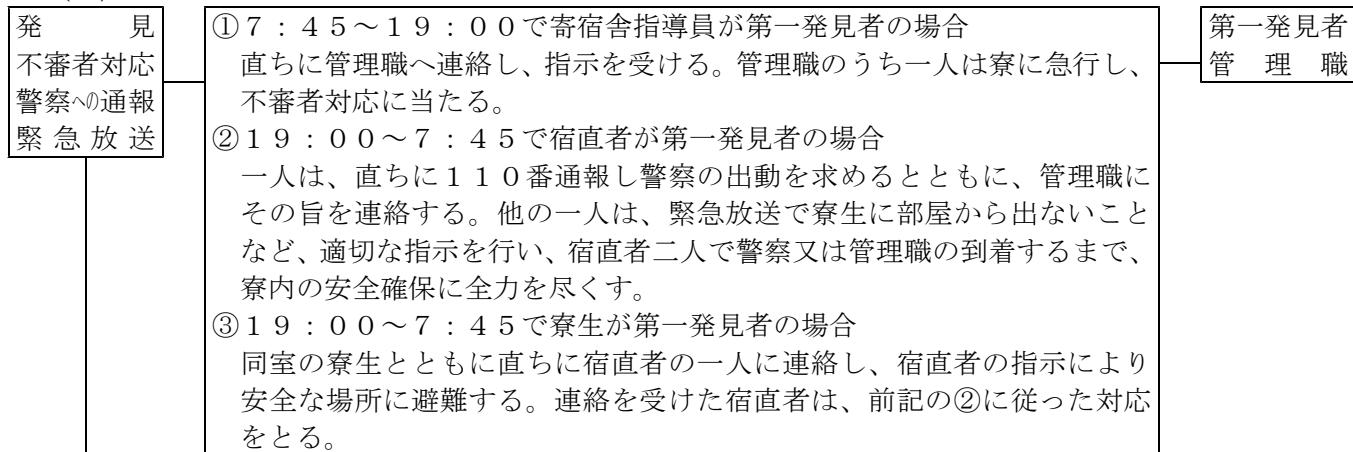
(4) 体育コース生徒寮の不審者侵入

1、不審者侵入防止策

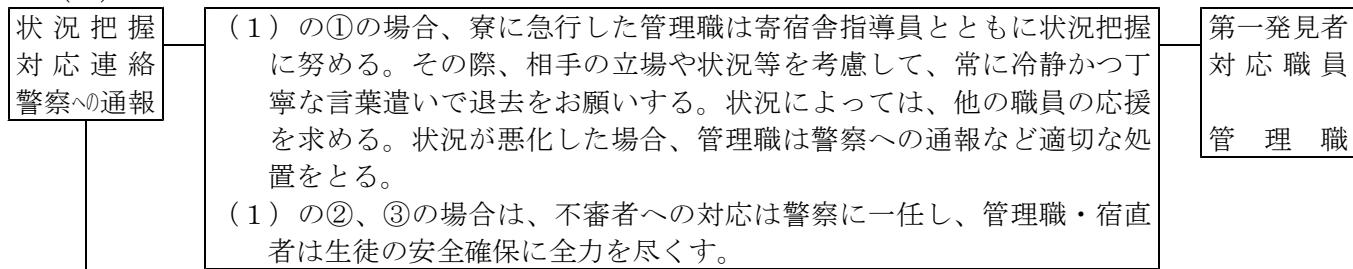
- (1) 男子寮、女子寮それぞれの玄関に、出入りする者を確認するセンサーを設置している。
- (2) 寄宿舎指導員（早勤一人、遅勤一人）は、7：45～19：00の間、外柵、門扉、玄関センサーなどの安全確認を行い、20：00までに宿直者と確実に引継を行う。
- (3) 問題ある箇所については、直ちに事務長に連絡し、補修を済ませる。
- (4) 引継ぎを受けた宿直者は、別紙「宿直の仕事について」に従って業務を確実に遂行する。特に寮内外の見回り、生徒の様子や異常の有無の確認、男女寮各玄関等の施錠については細心の注意を払い、さらに21：25の施錠の際には、寮全体入り口の門扉を閉めること。
- (5) 職員・寮生に、「体育コース生徒寮の不審者侵入の防止策、及び不審者の侵入時における安全（危機）管理マニュアル」の周知・徹底を図る。
- (6) 小林警察署に、生徒寮周辺の定期・不定期のパトロールをお願いする。

2、不審者の侵入時における安全（危機）管理マニュアル

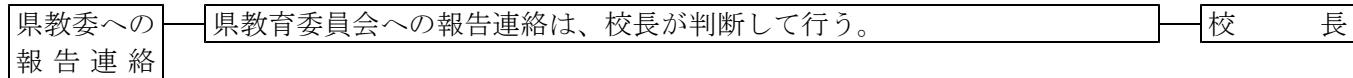
(1)



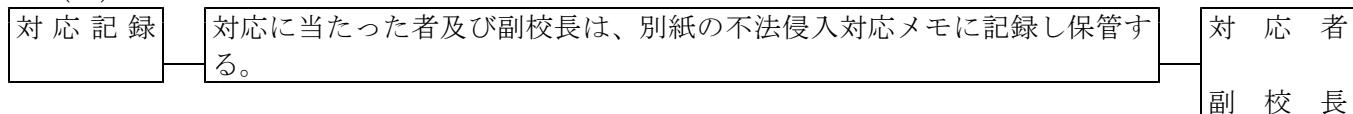
(2)



(3)



(4)

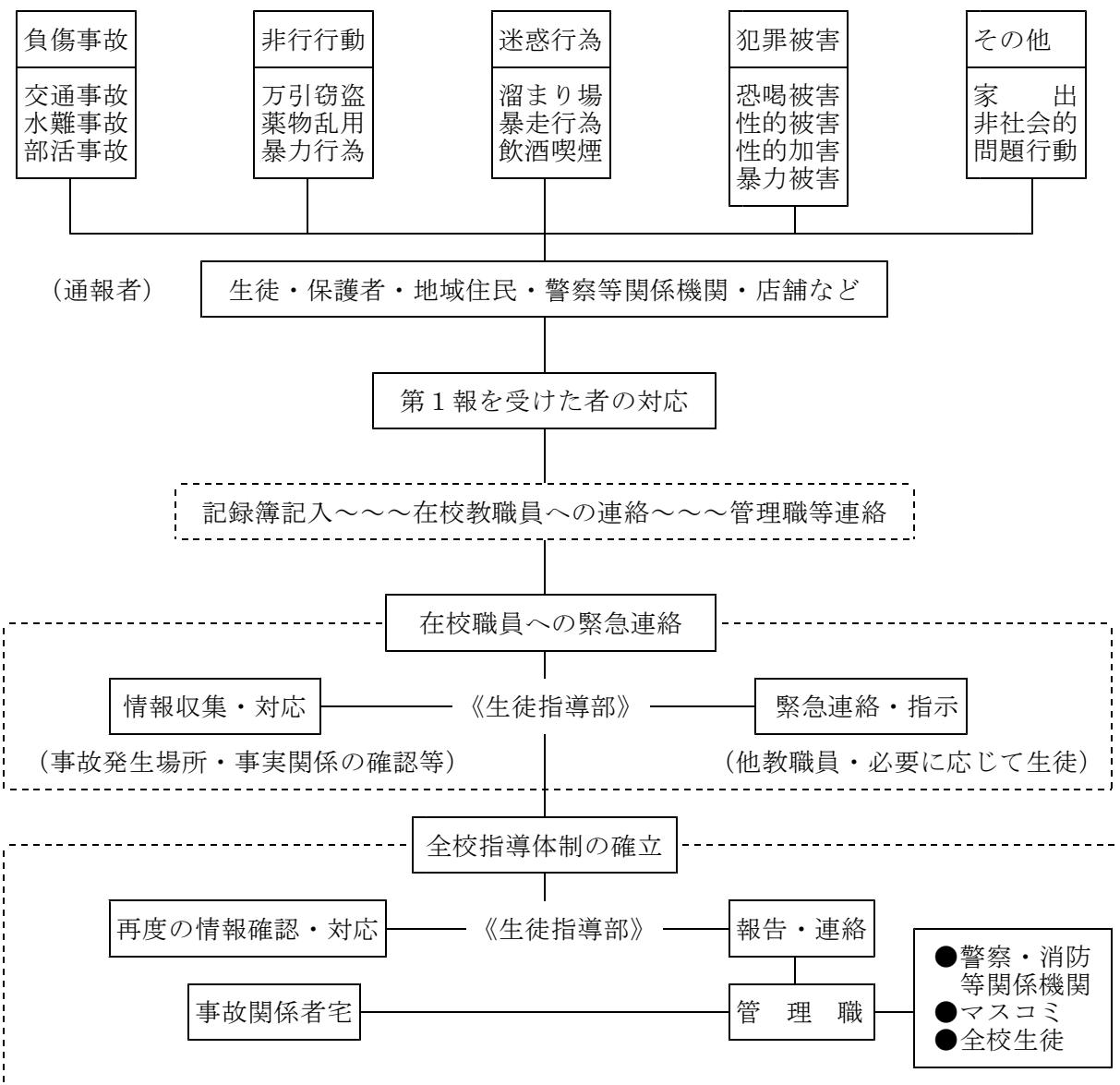


7. 休業中の生徒の非行・事故等に関する緊急連絡について

夏季休業、冬季休業、春季休業及び土曜休業日・日曜日・祝日等に、校内に限らず校外での生徒の交通事故・違反、万引き、窃盗、喫煙、暴力・喧嘩、薬物乱用、水難事故、外泊、不純異性交遊、性被害、部活動中の怪我等の非行や事故が心配されます。生徒の非行や事故について、その第1報が学校や担任にもたされるとは限りません。そのため本校でもそのような場合に備えて、次のような連絡マニュアルを作成しました。

緊急電話連絡先	
学 校	TEL 23-4164
校 長(永倉)	TEL ***
副 校 長(平)	TEL ***
生徒指導主事(渡会)	TEL ***

◎休業中におけるトラブル対応



9. 死亡事故

- | | |
|-------------|---|
| 事件発生受報 | 生徒名簿で確認する。 |
| ① 報告 | 受報者は一刻も早く校長・副校长に報告する。校長・副校长は担任に連絡する。
(受報職員、校長、担任) |
| ② 弔問 | 校長・副校长・担任で弔問に訪れる。 |
| ③ 臨時職員会議 | 校長は職員を招集し、臨時の職員会議を開く。
(全職員) |
| ④ 関係諸機関への連絡 | 校長が行う。会議によって判明した事実、考えられる原因等について、連絡できることは報告し、報道機関、および警察に対する窓口は校長（副校长）に1本化する。
(校長) |
| ⑤ 事情聴取 | 警察の事情聴取に対しては事実をありのまま伝えなければならないが、予想や憶測を述べると問題をこじらすおそれがあるので厳に慎む。
(校長・副校长・全職員) |
| ⑥ 記者会見 | 事故・事件によっては記者会見が行われる場合がある。この場合は事情聴取と違い全てを答える必要はない。校長が職員会議で確認した方針に従い、内容や時間を限定して記者会見に臨む。一般職員は自分の意見をマスコミ等に出さないこと。
(校長) |
| ⑦ 生徒保護者への連絡 | 職員会議で検討した方法で速やかに行う。
(校長、副校长、全職員) |

新燃岳噴火災害にともなう安全対策マニュアル

本マニュアルは、平成23年1月の新燃岳噴火を受け、「安全管理」「安全教育」「組織活動」の視点から、小林高校の生徒の生命を守ることと安全を確保することを目的とする。

本校は新燃岳から約13kmの距離があるため、本校が直接火砕流や土石流に巻き込まれることは想定していないが、避難勧告が出る可能性のある地域に住む生徒の安全や登下校中の生徒の安全と、校内での空振・噴石による生徒への怪我等への対応を想定して作成したものである。

小林高等学校

[I] 休校措置

近隣の地域で大災害が発生し、又は発生が予想される場合や校内での災害が生じた場合には、校長の判断により、状況によっては休校措置をとるものとする。

(1) 生徒が家庭にいる場合

- ア 校長は、緊急時の連絡網により、生徒の保護者に休校とすることについて連絡する。
- イ 職員は生徒の掌握、家庭学習の指示等を行う。

(2) 生徒が学校にいる場合

校長は、直ちに授業を中止し、通学路の安全が確認され次第下校させる。また、必要に応じて家族に引き渡す。

[II] 組織体制の整備

1 学校災害対策本部組織の編制

校内に於いて空振・噴石・火山ガス等による突発的な災害が発生した場合、校長は、災害対応組織を編制する。また、直ちに全職員があらかじめ定められた役割（係）にしたがい、災害対応活動に従事することを指示する。

(1) 情報連絡係（副校長）

人的・物的被害その他の異常事態の報告を各係から受け、校長へ報告するとともに、その指示を受けて、外部機関への連絡・通報や生徒・職員への指示を行う。

(2) 避難誘導係（野外活動中の職員）生徒への対応（担任）

- ・ あらかじめ校内における避難所の確認をしておき、体育館や校庭、公共施設等の避難所への誘導に当たる。
- ・ 可能な限り通学路の安全確認を行い、状況を見て保護者への生徒の引き渡しを行う。

(3) 被害状況の確認・巡回係（副担任・事務部）

校舎の被害の確認を行い、異常事態の報告を情報連絡係にするとともに、ガスの元栓閉止、水道等の元栓や理科室薬品保管庫等の点検・安全確保を行う。

(4) 救護係（保健部）

あらかじめ救急用品の確保をしておき、災害時には負傷者への救急処置を行う。重傷者の移送等について救急車の手配を情報連絡係に依頼する。

2 教職員の参集体制の整備

学校が災害を受けた場合、校長は、発生する災害の程度に応じた教職員の参集体制、連絡体制を整備し、教職員へ周知する。整備に当たっては、緊急時教職員連絡簿を作成し、出勤可能な教職員等の人員や参集方法などを把握する。

参集にあたっては、職員及び職員の家族等の身の安全に充分に留意する。

[III] 職員の確認・留意事項

1 災害情報の収集

災害が発生又は発生の恐れがある場合、災害情報を迅速に収集し、該当する生徒の把握

及び対応策を講じる。

2 情報連絡体制の整備

保護者、医療機関、県及び関係市町村教育委員会、市町防災対策本部等との情報連絡体制を整備し、発生した災害に応じた情報を的確に収集することに努め、保護者、教職員に周知する。学校からの連絡体制や連絡方法をあらかじめ周知しておく。特に、避難措置が発せられた地域に居住する生徒については、避難した場合など特に家庭での電話での連絡ができないことが予想されるので、複数の連絡体制を整備するなどの工夫をしておく。

3 通学路等の安全確認

学校においては可能な限り、登下校時の安全確認や通学路の状況確認、危険箇所の把握を行うと共に、生徒、保護者に、非常時の行動については各家庭において十分話し合うよう指示し、安全確保を第一に対応するよう保護者に理解を求める。

4 帰宅が困難な生徒の保護体制

帰宅が困難な生徒について、保護者に引き渡すまで、あるいは安全確保のできる場所へ移動できるまでの間、保護体制を事前に整備する。

5 通学が困難な生徒への配慮

居住地において災害が発生し、通学することが困難な生徒については、出席の取扱や学習支援等について適切に配慮する。

6 学校が避難所となる場合の措置

- 避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。
- (1) 校長は、県教育委員会の指導のもと、市町防災対策本部と協議し、避難所の開設に協力する。
 - (2) 校長は、教職員の支援協力体制を整える。
 - (3) 生徒が在宅している時は、いったん休校措置をとり、保護者と連絡をとるとともに、あらかじめ定めた学習支援の方法に基づき自宅学習の指示をする。
 - (4) 生徒が在校中は、生徒の安全を確保して、帰宅させるとともに、受入準備をする。

〈具体的な対策〉

1 登下校措置

(1) 登下校中の安全確保

必要に応じて、保護者の送迎等を依頼し、生徒の事故防止に努める。

また、降灰等による視界不良や路面が滑りやすくなることについて、各学級で指導し、その対応について十分理解させる。

土石流による被害を防ぐために、災害マップ等により危険箇所を把握させるとともに、マップで示されていない場所でも発生することが想定されるため、発生の危険性がある場合には、その場所を回避するなどの指導をしておく。万が一遭遇した場合には、河川等から離れ、高い場所（近くに建物があれば最上階）に避難するなどについて指導しておく。

- (2) 安全器具等の携帯
噴石等の危険が予測される地域内については、必要に応じて、ヘルメットや帽子等を携帯させ着用させる。
- (3) 大量の火山礫・火山灰が予想される地域の安全確保
関係機関（市町防災対策本部）等の情報を確認するとともに、気象庁等の今後の予想・警報を鑑み、早期下校、学校待機、自宅待機、避難所への避難等も考慮する。

2 教育活動

- (1) 屋外活動における配慮
噴石落下、降灰、火山ガス等の吸引による被害が想定される場合は、屋外活動の休止等について考慮する。極力屋外での授業を自粛し、屋内でできる授業内容に切り替える（部活動を含む）。
- (2) 屋内活動における配慮
屋内においても火山灰等の影響が考えられる場合は、マスクを着用させる。空振による窓ガラス飛散が予想される箇所は、ガラス保護テープ等により防護するなどの手立てや、カーテンを引いたり、窓側から机を離す等の対策をとる。

3 持病のある生徒、障がいのある生徒への配慮

- (1) ぜんそく等の持病のある生徒への配慮
ぜんそく等の持病のある生徒については、保護者との連携に努め、学級担任の見守り等の措置を講じるなど、安全確保に努める。
- (2) 見守りの強化
学級担任及び養護教諭は、個人情報に留意しながら、持病のある生徒、障がいのある生徒について、共通理解のための情報提供に努める。また、校内の巡回、生徒の見守りを強化する。なお、発作等の発症が確認された場合には、緊急対応計画にしたがい、生徒の生命確保を最優先に対応する。

4 校内の降灰処理対策

校内の降灰などの処理対策について、学校での対応ができない場合は、県教育委員会の指示に従って対応する。

5 安全教育の充実

災害時には、生徒自らが状況に応じた安全について適切な判断ができるようにする必要がある。

- (1) 安全確保のための実践的な理解
災害の原因や発生時の影響等について理解を深めるとともに、学校所在地や住居地における災害マップ等を活用し、危険箇所及び避難できる場所等について十分理解させる。
- (2) 危険予測、危険回避能力の育成
噴石や土石流発生などの状況に応じた危険予測の演習や視聴覚教材の活用などにより、登下校中の安全確保について十分理解させるなど、安全に行動できる能力や態度を育成する。
- (3) 健康管理について
健康管理について十分な理解をさせる。

[学校被災] (爆発的噴火)

新燃岳大噴火で近隣の地域で大災害が発生した場合や大量の噴石で校内に被害が生じた場合

